

米沢市地域生活交通事業者（バス・タクシー）緊急支援事業について

【地域生活交通事業者支援金】

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、公共交通機能を担っている地域生活交通事業者（バス・タクシー）は、非常に厳しい経営環境におかれている。公共交通は、市民生活を支える基盤であり、今後も、その機能を維持していく必要があるため、各事業者に対して緊急支援を行うものである。

2 支援内容

地域生活交通事業者の保有台数（本市登録分に限る ※1）に応じて次表のとおり支援を行う。高速バス以外の乗合バスは、地域生活交通バス運行支援補助金の対象となるため支援の対象から除いた。

支援単価は、県が9月補正予算に計上した「地域公共交通事業者緊急支援事業」の支援単価の2分の1とする。

※1 本市内の本社または営業所で登録している車両のうち、本市の生活交通として使用している車両のみが対象

種 類	事業者数	保有台数	支援単価	支援額
ア 高速バス ※2	1 者	4 台	100,000 円	400,000 円
イ 貸切バス ※3	6 者	40 台	50,000 円	2,000,000 円
ウ タクシー ※3	6 者	110 台	25,000 円	2,750,000 円
エ 福祉タクシー	4 者	6 台	25,000 円	150,000 円
合 計				5,300,000 円

※2 高速バス米沢～仙台線で使用している車両を対象とする。

※3 乗合乗用登録分を含む。

3 スケジュール

① 申請受付開始 10月下旬～

② 交付開始 11月下旬～